市民憲章タウンミーティング実施要領（案）

１　目的

（1）市民憲章制定の目的

丹波市が誕生して来年で15年の節目を迎えようとするなか、旧６町が持つ資源を活かしながら様々な取組を行うことで、市としての一体感が醸成されつつある。

このたび、市制15周年（2019年）を契機に、市民がふるさとへの愛着と一体感を一層高め、市民総がかりでよりよいまちを作ろうとする気持ちを共有するため、市民憲章を制定する。

（2）タウンミーティングの目的

市民憲章の制定にあたり、市民のふるさと丹波市への思いや誇りを市民憲章文に反映させるため、丹波市に関わる様々な世代が集まったタウンミーティングを実施する。

タウンミーティングでは、参加者の素直な思いを集めながら、「未来の丹波市に贈りたいことば」を探る。タウンミーティングでのことばは、市民憲章検討委員会の議論に引き継がれ、市民憲章文に反映される。

２　タウンミーティングの内容

タウンミーティングは、丹波市が誕生した平成16年度に出生した中学校２年生の各校代表者と、一般公募者と、市民憲章検討委員会委員が一同に会し、グループに分かれ実施する。

（1）人数定員

市立中学校７校×２名＝１４名

一般公募者　　　　　　１３名

５グループに分ける。

検討委員会委員　　　　　６名

　　　　　　　　　　　３３名

（2）日時・場所

日時　平成３１年１月１９日（土）

受付　午後1時00分～、開会　午後1時30分～午後3時50分

場所　たんば黎明館（兵庫県丹波市柏原町柏原688-3、0795-73-3800）

（3）ファシリテーター

公益財団法人兵庫丹波の森協会

丹波の森公苑 文化振興部 主任文化専門員　山本浩史 氏

（4）タイムテーブル（予定）

13:00　受付（30分）

13:30　開会あいさつ（5分）

13:35　設定説明（20分）

13:55　アイスブレーク（5分）

14:00　グループミーティング（70分（休憩含む））

　　　　　　　　14:00～14:30　展開１（30分）

　　　　　　14:30～14:40　休憩（10分）

　　　　　　　　14:40～15:10　展開２（30分）

　　　　15:10　グループ発表（35分）

　　　　15:45　閉会（5分）

（5）タウンミーティングの展開（予定）

○ 事前依頼

自分が体験したり見かけたりした丹波市の“いいね！”と感じる情景、エピソード、ことば（方言）、風習など（できれば写真や動画など見える形で）を参加者がそれぞれ持ち寄っていただくよう依頼する。

○ 開会あいさつ（5分）

当日

市民憲章を制定する思いや、なぜタウンミーティングを開催するのかに触れながら冒頭のあいさつを行う。

○ 設定説明（20分）

タウンミーティングのねらい（めあて）を説明し、ミーティングの手法・ルール・到達目標について説明する。

○ アイスブレーク（5分）

グループ内の自己紹介を兼ねて、ミーティングの手法・ルールに沿って例示的にミーティングを試行し、全員がタウンミーティングの雰囲気を共有する。アイスブレークを活用して、司会者と発表者を決める。

○ 展開１（30分）

参加者がそれぞれ持ち寄った丹波市の“いいね！”について、その良さをグループ内で説明する。

○ 展開２（30分）

参加者それぞれの“いいね！”を尊重しながら、それぞれの“いいね”の共通項について話し合う。

共通項から、グループとして、大切にしたい、後世に残したい、“なくしてはならないもの”＝「未来の丹波市に贈りたいことば」を導き出し、模造紙にまとめる。

○ グループ発表（35分）

グループとして導き出した「未来の丹波市に贈りたいことば」について、言葉に込めた思いとともに説明する。ファシリテーターが質問をしたり、思いを引き出したりする。

３　その他

（1）中学生の参加方法は、保護者等の送迎を依頼することとする。

（2）タウンミーティングでの意見は、市民憲章検討委員会での検討を経て、市民憲章文に反映させる。

なお、市民憲章検討委員会の委員構成は、次の通り。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 区分 | 団体名等 | 氏名 |
| １ | 識見を有する者  要綱第３条第２項第１号委員 | 作家 | 玉岡　かおる |
| ２ | 識見を有する者  要綱第３条第２項第１号委員 | 丹波新聞社  代表取締役社長 | 荻野　祐一 |
| ３ | 識見を有する者  要綱第３条第２項第１号委員 | 元市立小学校長 | 酒井　礼子 |
| ４ | 識見を有する者  要綱第３条第２項第１号委員 | たんばコミュニティエフエムパーソナリティ | 足立　純子 |
| ５ | 公共的団体の代表者  要綱第３条第２項第２号委員 | 丹波市自治会長会  副会長 | 坂谷　高義 |
| ６ | 公募による市民  要綱第３条第２項第３号委員 |  | 安田　和仁 |